

平成25年度水質測定計画(案)の概要

この計画は、水質汚濁防止法に基づき、香川県の公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を常時監視するために行う水質測定について、測定地点、項目、方法及びその他必要な事項を定めるものである。

1. 測定項目

公共用水域については、生活環境項目(一般項目)10項目、健康項目27項目、特殊項目5項目、その他項目を実施する。地下水については、環境基準項目28項目及びその他項目を実施する。

	測 定 項 目
生活環境項目(一般項目)	水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)、全窒素(T-N)、全リン(T-P)、全亜鉛(Zn)
健 康 項 目 (地下水環境基準項目)	カドミウム(Cd)、全シアン(CN)、PCB、トリクロロエチレン(TCE)、テトラクロロエチレン(PCE)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素($\text{NO}_3\text{-N}$ ・ $\text{NO}_2\text{-N}$)、1,4-ジオキサンなど27項目、地下水28項目
特 殊 項 目	フェノール類、銅(Cu)、亜鉛(Zn)、鉄(Fe)、マンガン(Mn)、クロム(Cr)
そ の 他	塩素イオン、電気伝導率など

2. 調査の種類及び内容

(1) 環境基準監視調査

① 河川

国土交通省、県及び高松市が、土器川、馬宿川、香東川など31河川35水域(環境基準点35地点、環境基準補足地点29地点)で水質測定を実施する。

ア. 事業主体別測定地点数

注。()は環境基準点の地点数(内数)である。

事業主体	国土交通省	県	高松市	合 計
地点数	3 (1)	48 (22)	13 (12)	64 (35)

イ. 主な調査内容の変更点

事業主体	変更内容
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・H24年8月に水生生物保全に係る環境基準項目に追加されたノニルフェノールについて、環境基準点1地点で年2回実施する。(類型は未指定) ・四国技術事務所の分析室が廃止されたため、分析機関を民間検査機関に変更する。
県	<ul style="list-style-type: none"> ・健康項目について、環境基準点(22測定地点)を2年で一巡するローリング調査のため調査地点がH24年度から変更となる。
高松市	<ul style="list-style-type: none"> ・健康項目について、環境基準点(12測定地点)を3年で一巡するローリング調査のため、調査地点がH24年度から変更となる。 ・特殊項目について、これまでに異常な検出がみられなかったため測定を廃止する。 ・1,4-ジオキサンは、H22~H24年度まで環境基準点12地点で3年間測定を行い、未検出だったためH25年度より健康項目のローリング調査に入れて測定する。 ・ノニルフェノールについて、環境基準点12地点で年2回実施する。(類型は未指定) ・相引川の調査地点名を「屋島病院南」から「大橋」に変更する。

② 海域

県が、東讃海域など7水域（環境基準点31地点、環境基準補足地点7地点）で水質測定を実施する。

ア. 事業主体別測定地点数

注. ()は環境基準点の地点数(内数)である。

事業主体	国土交通省	県	高松市	合計
地点数	—	38 (31)	—	38 (31)

イ. 主な調査内容の変更点

事業主体	変更内容
県	・健康項目については、各水域内の環境基準点(23測定地点)を3年で一巡するローリング調査のため調査地点がH24年度から変更となる。

③ 地下水

国土交通省、県及び高松市が概況調査(定点方式)を実施する。また、地下水汚染の継続的な監視として実施する継続監視調査を、県及び高松市が実施する。

ア. 事業主体別測定地点数

事業主体		国土交通省	県	高松市	合計
地点数	概況調査				
	定点方式	3	5	7	15
	ローリング方式	—	—	—	—
	継続監視調査	—	19	13	32

イ. 主な調査内容の変更点

区分	事業主体	地点名	変更内容
概況 (定点方式)	国土交通省	丸亀市土器町2 丸亀市土器町3 坂出市川津町	・四国技術事務所の分析室が廃止されたため、分析機関を民間検査機関に変更する。
	県	丸亀市飯野町東二外(5地点)	全9地点を2年で一巡するため調査地点が変更となる。
継続監視	県	三豊市山本町河内 三豊市詫間町詫間1	井戸所有者の都合により採水不能となったため、同地区内の井戸に採水井戸を変更する。
	高松市	高松市生島町【追加】	H24年度の概況調査(ローリング方式)で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過し、その後の汚染井戸周辺地区調査でも超過したため追加する。

(2) その他の水質等調査

①河川(水質)

平成24年度と同様に、高松市ほか9市町が75河川(99地点)で調査を実施する。

②河川(底質)

平成24年度と同様に、三豊市が1河川(1地点)で調査を実施する。

③海域(水質)

平成24年度に比べ、高松市ほか9市町が62地点で調査を実施する。

④海域(底質)

県ほか5市町が18地点で調査を実施する。なお、県では、東讃海域・備讃瀬戸・燧灘東部で調査している5地点を、3年で一巡するローリング調査を実施しており、平成25年度は東讃海域の1地点で調査を実施する。

⑤ダム・溜池

- ・ダム 平成24年度と同様に県が16ダム(61地点)で水質測定を実施する。
- ・溜池 平成24年度と同様に、県や高松市ほか6市町が50溜池(52地点)で調査を実施する。

⑥地下水

平成24年度と同様に、多度津町が7地点で調査を実施する。

その他の水質等調査の事業主体別測定地点数

事業主体		県	高松市	他の市町	合計	
地 点	河川	水質	—	13	86	99
		底質	—	—	1	1
	海域	水質	—	5	57	62
		底質	1	—	16	17
ダム・溜池		77	16	20	113	
地下水		—	—	7	7	
計		78	34	187	299	

